

令和4年度 計算書類に対する注記（ひがしよどがわ福祉会）

1、継続事業の前提に関する注記

変更なし

2、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額を退職給付引当金として計上している。

3、重要な会計方針の変更

特になし

4、採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

(2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業

5、法人が作成する作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア あすわ〜く拠点(社会福祉事業)

「生活介護施設 あすわ〜く」

「本部」

イ すぴか拠点(社会福祉事業)

「共同生活援助 すぴか」

6、基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	126,500,000	0	0	126,500,000
建物	87,979,432	0	3,110,769	84,868,663
合計	214,479,432	0	3,110,769	211,368,663

7、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

特になし

8、担保にしている資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

あすわ〜く土地(基本財産)	126,500,000円
すぴか土地	12,666,000円
あすわ〜く建物(基本財産)	84,868,663円
すぴか建物	8,917,747円
計	232,952,410円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	14,032,000円
長期運営資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	25,000,000円
計	39,032,000円

9、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

種 類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	126,500,000	0	126,500,000
建物(基本財産)	156,982,630	72,113,967	84,868,663
土地	12,666,000	0	12,666,000
建物	24,886,719	15,968,972	8,917,747
建物付属設備	19,532,506	6,309,359	13,223,147
車輛運搬具	2,971,750	2,409,762	561,988
機械及び装置	2,133,190	2,019,133	114,057
器具及び備品	15,928,995	13,005,207	2,923,788
有形リース資産	6,480,000	4,929,000	1,551,000
権利	229,320	0	229,320
ソフトウェア	1,028,200	646,509	381,691
合 計	369,339,310	117,401,909	251,937,401

10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11、満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12、関連当事者との取引の内容

該当なし

13、重要な偶発債務

該当なし

14、重要な後発事象

該当なし

15、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし